

令和4年度 税制改正要望事項

令和3年8月
厚生労働省

目 次

社会福祉	- 1 -
子ども・子育て	- 1 -
健康・医療	- 2 -
医療保険	- 3 -
雇用	- 3 -
生活衛生	- 4 -
その他	- 4 -

*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

社会福祉

○ 緊急小口資金等の特例貸付に係る非課税措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

新型コロナウイルス感染症への対応として実施している緊急小口資金等の特例貸付について、償還時に住民税非課税世帯である場合に償還を免除することができる特例（令和4年度以降適用予定）を設けているが、その償還免除額（債務免除益）について、非課税措置を講じる。

○ 障害者総合支援法及び児童福祉法等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等〕

障害者総合支援法及び児童福祉法等について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

子ども・子育て

○ ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親への支援として住居費等の貸付を行う「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の債務免除益等について、非課税措置を講じる。

○ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

児童養護施設等を退所して進学や就職をする者へ生活費等の貸付を行う「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」における、一定の条件を満たした場合に免除される返済の債務免除益の非課税措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた貸付金額の増額及び貸付期間の延長に伴う税制上の所要の措置を講じる。

○ 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税等〕

児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の拡充

〔不動産取得税、固定資産税〕

地域医療構想の実現に向けた取組を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画に基づき取得した資産について、現行の登録免許税の軽減措置に加え、不動産取得税及び固定資産税を軽減する税制措置を講じる。

○ 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

〔所得税、相続税、贈与税、個人住民税〕

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分の払い戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際に発生するみなし配当課税を、基金が払い戻しされるまでの間、納税猶予する等の特例措置を講じる。

○ 感染症有事に備える取組に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税等〕

感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講じることができるよう検討を行い、この検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的としたたばこ税の在り方について

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ税について、たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした課税の在り方について検討する。

○ 難病法等に基づく医療費助成の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

難病法及び児童福祉法に基づく医療費助成について、難病・小慢対策の見直しに関する意見書（令和3年7月14日厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会とりまとめ）等を踏まえ、助成の開始時期の前倒しについて検討を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

○ 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

[事業税]

社会保険診療の高い公共性を鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

[事業税]

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

※ 中小企業者が取得する健康サポート薬局に係る不動産取得税の特例措置については、一定の目的を果たしたことから延長要望は行わない。

医療保険

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

[国民健康保険税]

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

雇用

○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、所要の措置を講じる。

○ 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税、都市計画税]

令和2年12月に公布された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講じる。

生活衛生

○ 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員500人以下の中小企業者等（連結法人を除く）が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

* ○ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を特別貸付けの期限まで延長する。